

## 令和8年度 多賀町国民健康保険特定保健指導業務委託仕様書

1 件名 令和8年度（税住委）第5号 多賀町国民健康保険特定保健指導業務委託

2 契約期間 契約締結日から令和9年3月31日まで

### 3 業務目的

内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病を予防するため、健診受診者が生活習慣と健診結果との関係を理解し、自らの健康状態を自覚し、早期に運動習慣の定着やバランスのとれた食生活など、健康的な生活を維持するための生活習慣に係る自主的な取組が実施できるように支援する。

### 4 対象者

多賀町国民健康保険被保険者のうち、「高齢者の医療の確保に関する法律」（昭和57年法律第80号）に基づく特定健康診査を受診した者が、「標準的な健診・保健指導プログラム（改訂版）」（令和6年4月厚生労働省健康局）に沿って階層化された動機付け支援および積極的支援に該当し、町が特定保健指導を必要と判定した者およびそれ以外の情報提供に該当する者

### 5 実施予定数

	対象者見込数	実施上限数
動機付け支援	60人	60人
積極的支援	20人	20人
情報提供	280人	280人

### 6 業務内容の概要

「特定健康診査および特定保健指導の実施に関する基準第7条1項および第8条第1項の規定に基づき厚生労働省が定める特定保健指導の実施方法」（平成20年厚生労働省告示第9号）を遵守し、「標準的な健診・保健指導プログラム（改訂版）」（令和6年4月厚生労働省健康局）、「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」（令和8年3月厚生労働省保険局）に沿った特定保健指導を実施する。

・事業の事前準備

- ① 事業開始にあたっては、特定保健指導に従事する職員の体制表および特定保健指導従事者報告書を作成し、提出すること。
- ② 特定保健指導全般の企画や年間スケジュール等について、事前に町と打ち合わせを行い、立案すること。

・指導実施者

初回面接から最終評価まで同一人が対応できる体制であることが望ましい。

・積極的支援、動機付け支援および結果説明会の実施

- ① 特定保健指導参加者に対して階層化に基づき、初回面接により、行動目標、支援計画等を作成し、「動機付け支援」「積極的支援」を実施すること。
- ② 情報提供該当者に対し、個別の結果説明会を実施すること。

・初回面接（情報提供者の結果説明）の内容

一人20分以上の個別面談を行うこと。なお、自覚症状、既往歴、治療歴を把握し、受診結果通知票の内容が理解されているか確認すること。

・動機付け支援業務

初回時に面接による支援を原則1回行い、3～6ヵ月経過後に実績評価を行うこと。

・積極的支援業務

初回時に面接による支援を行い、その後3ヵ月から6ヵ月で継続的な支援を行い、最後に実績評価を行う。

《支援ポイント》

- アウトカム評価とプロセス評価を合計し、180p以上の支援を実施することを保健指導終了の条件とする。
- 腹囲2cm以上かつ体重2kg以上減少又は体重が当該年度の特定健康診査の体重の値に0.024を乗じて得た値（kg）以上かつ腹囲が当該値（cm）以上減少したと認められた場合は180pと設定する。
- 腹囲2cm以上かつ体重2kg以上減に達していない場合においても、生活習慣病予防につながる行動変容や腹囲2cm以上かつ体重2kg以上減の過程である腹囲1cmかつ体重1kg減についても20pとして評価する。
- 生活習慣病予防につながる行動変容をアウトカム評価として用いる際は、初

回面接や中間評価において、目標や評価方法、達成条件について必ず対象者と共有しておく。事前に設定した行動変容の目標以外の行動変容については、ポイントに算定することはできない。

- 積極的支援における評価方法と各支援のポイント構成について表1に示す。
- 2年連続して積極的支援となった対象者のうち、1年目に比べ2年目の状態が改善している者については、2年目の保健指導は、動機付け支援相当の支援（面接による支援のみの原則1回の支援）を実施した場合でも保健指導を実施したこととなる。

表1

積極的支援における評価方法と各支援のポイント構成

アウトカム評価	2 c m ・ 2 k g	1 8 0 p
	1 c m ・ 1 k g	2 0 p
	食習慣の改善	2 0 p
	運動習慣の改善	2 0 p
	喫煙習慣の改善（禁煙）	3 0 p
	休養習慣の改善	2 0 p
	その他生活習慣の改善	2 0 p
プロセス評価	個別支援*	・ 支援1回当たり 7 0 p ・ 支援1回当たり最低 1 0 分間以上
	グループ支援*	・ 支援1回当たり 7 0 p ・ 支援1回当たり最低 4 0 分間以上
	電話支援	・ 支援1回当たり 3 0 p ・ 支援1回当たり最低 5 分間以上
	電子メール・チャット等支援	・ 1 往復当たり 3 0 p
	健診当日の初回面接	2 0 p
	健診後1週間以内の初回面接	1 0 p

\*情報通信技術を活用した面接を含む

初回面接および中間評価時に作成した支援計画に基づき、支援対象者が自己の生活スタイルの中で利用しやすいプログラムを展開し、高い継続率、メタボ解消率の向上を図るよう工夫すること。

- ・ 3～6ヵ月後の状況確認と評価

3～6ヵ月後に電話・手紙・ファックスに加え、電子メールのいずれかの利用

により状況確認し、3～6ヵ月以降に実績評価を行うこと。

実績評価では、実施日時、支援形態確認方法、評価実施者、腹囲・体重・生活習慣の改善（運動面・食事面・他）の項目を必ず把握すること。

また、得られた数値等から、対象者の分析、利用勧奨への反応、初回および継続支援の状況、行動変容の分析、体重・腹囲・BMIの変化率等、町が求めた統計、分析の資料を提出すること。

- ・ 履行場所

実施会場は、多賀町総合福祉保健センター「ふれあいの郷」とする。

多賀町が他に指定した場合は、この限りでない。

- ・ 地域資源の情報提供

多賀町の保健事業について、町が必要と認めるときは、初回面接時または継続支援時に対象者へ案内すること。

- ・ 途中脱落者への対応

途中脱落者が生じた場合、3回以上の電話・手紙・ファックスに加え、電子メールのいずれかの利用勧奨を行うこと。

なお、評価が行えなかった場合は、その実施日時・経緯を記録し、多賀町へ提出すること。

- ・ 特定保健指導で使用する指導教材の作成

指導教材の選定は事前に町と十分に調整し、多賀町と共有すること。

- ・ 実績報告書の作成

厚生労働省の定める標準的なデータファイル仕様に基づき、実施内容・結果等を多賀町に報告（提出）すること。

また、初回面接実施後と最終評価実施後に支援計画書および実施報告書を書面で作成すること。

利用者全員の実績評価終了後、事業全体（受託業者事業実施分）の状況（利用率・継続率・改善率・腹囲や体重の変化等）をまとめ、提出すること。また当該事業に使用した資料等も多賀町に提出すること。特定保健指導を実施したものについて、エクセルで一覧を作成すること。

## 7 業務委託料および支払い

情報提供にかかる結果説明会、動機付け支援、積極的支援に係る委託料につい

ては実施人数に応じた従量制とし、業務に係る人件費、旅費、通信費等、上記6の内容の一切を含むものとする。

受託者は、令和9年4月8日までに請求書を書面にて発行するものとする。

#### 8 個人負担金について

無料

#### 9 個人情報

個人情報の取り扱いに関しては、「国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（平成17年4月厚生労働省）、「医療・介護関係事業者における個人情報保護の適切な取扱いのためのガイドライン」（平成16年12月厚生労働省）、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）、「多賀町個人情報の保護に関する法律施行条例」（令和5年3月多賀町条例第1号）等を遵守し、個人情報の保護に努めること。

#### 10 特記事項

この契約の有効期間は、令和9年3月31日までとする。ただし、有効期間内に実施した特定健康診査の結果に基づく保健指導を行う対象者に限り、当該指導の終了（実績評価の完了のみならず、資格喪失や脱落による途中終了も含む）する日までを有効期間とする。

この仕様書に定めのない事項については、多賀町と受託者がその都度協議し定めるものとする。